

**アサヒタクシー株式会社**  
**自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計**

平成25年4月1日～平成26年3月31日の類型別事故件数は次の通りです。  
＜平成25年度＞

	山手	港北	全社
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる障害を受けた者をいう)を生じたもの	0件	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件	0件
運転者の疫病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪(タイヤを除く)又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件	0件